

作成する。

国鉄概況日報様式

国 鉄 概 況 日 報

昭和 年 月 日 ( )

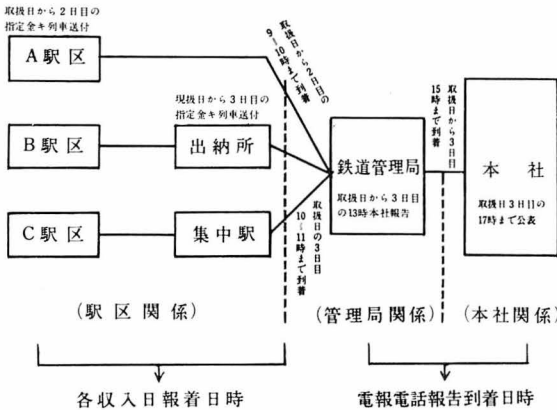
| 種 別         | 日 時       | 単位 | 本 日 分 | 本 月 分 累 計 |
|-------------|-----------|----|-------|-----------|
| 乗 人 車 員     | 定 期 外     |    |       |           |
|             | 定 期       |    |       |           |
| 計           |           |    |       |           |
| 発 送 個 数     | 手 荷 物     |    |       |           |
|             | 小 荷 物     |    |       |           |
|             | 特別扱新聞紙雑誌  |    |       |           |
|             | 託 送 郵 便 物 |    |       |           |
| 計           |           |    |       |           |
| 郵便物夜間受渡代行個数 |           |    |       |           |
| 発 送 ト ン 数   | 宅 扱       |    |       |           |
|             | 小 口 扱     |    |       |           |
|             | 車 有 貨     |    |       |           |
|             | 扱 無 貨     |    |       |           |
| 計           |           |    |       |           |
| 旅 客 収 入     | 定 期 外     |    |       |           |
|             | 定 期       |    |       |           |
|             | 旅 客 雑 収   |    |       |           |
|             | 小 計       |    |       |           |
| 手 荷 物 収 入   | 手 荷 物     |    |       |           |
|             | 小 荷 物     |    |       |           |
|             | 特別扱新聞紙雑誌  |    |       |           |
|             | 郵便物夜間受渡代行 |    |       |           |
| 貨 物 収 入     | 増 結 等 変 更 |    |       |           |
|             | 荷 物 雑 収   |    |       |           |
|             | 小 計       |    |       |           |
|             | 計         |    |       |           |
| 配 達 料       | 証 票 引 換 払 |    |       |           |
|             | 配 達 料     |    |       |           |
| 貨 物 収 入 合 計 |           |    |       |           |
| 入 合 計       |           |    |       |           |

2 報告経路とその業務の概要

経路を分類すると、運輸状況報告の始点である各収入日報の作成から本社の公表までを、駅区関係・中継機関関係・鉄道管理局関係・本社関係と4大別することができる。

(1) 駅区関係は各収入日報を作成し確認の上、取扱日から2日目の指定列車または金櫃(きんぎ)列車により出納所・集中駅または直接鉄道管理局に送付する。

(2) 中継機関となるものは出納所と集中駅であって、現金書運輸状況報告経路の図解



類と収入日報とを対照確認した上、統計片のみ集計して鉄道管理局に送付する。

(3) 鉄道管理局関係は所管区域内の各駅区から送付された専用封筒を線別に整理して開封集計し、各統計項目別に補助表または原簿に記入する。さらに自局管内の取扱総計数を算出し、取扱日から3日目の15時までに本社に報告するほか自局管内の総計数を日報・月報・年報の別に公表する。

(4) 本社関係は各鉄道管理局から報告された計数を審査確認して運輸状況報告原簿に記入する。さらに全国鉄取扱総計数を統計項目別に算出し、取扱日から3日目の17時までに公表する。公表は日報・月報・年報とし、本社内および各鉄道管理局に配付する。(丑久保正滝)

うんゆじょうきょうほうこくきてい 運輸状況報告規程

運輸状況報告を迅速かつ正確に行うために設けられた規程。昭和25・8、それまで行われてきた「ヒノホ」を改善して、この制度を創設し、運輸状況日報報告手続(総裁達第423号)として発足したものであるが、その後昭和28・1総裁達第59号によりその内容の一部を改正すると同時に、その名称も運輸状況報告規程と改め現在に至っている。この規程は13箇条より構成されており、つぎのような内容が盛り込んである。

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 1 目的          | 8 統計項目の記載方       |
| 2 用語の意義       | 9 本社に対する報告単位の調整  |
| 3 報告の範囲および経路  | 10 原簿および補助表の作成   |
| 4 報告の取材および種類  | 11 公表の種類および期日    |
| 5 電報の発信および受信  | 12 公表日報および旬報の送簡所 |
| 6 電報報告の特例     | 付                |
| 7 統計項目および電略符号 | 13 保存期間          |

(丑久保正滝)

うんゆしょうせつちほう 運輸省設置法 国家行政組織法

(昭和23・7・10法律第120号公布、昭和24・6・1施行)にもとづく各省設置法の1つであって、運輸省の設置・所掌事項の範囲・権限・組織等を定めたものである。昭和24・5・31法律第157号をもって公布、翌6・1から施行されこれによって現在の運輸省が発足したが、陸運部門においては、従来の運輸省官制において鉄道総局の所掌業務となっていた鉄道現業部門を切り離して、新しく公共企業体としての日本国有鉄道が成立した。鉄道の行政と企業との分離が行われたことにおいて本法は、同一日付をもって施行された日本国有鉄道法とともに画期的な立法といえるものである。

1 沿 革 旧帝国憲法においては、行政機関の設定は天皇の官制大権によって原則として勅令によって行われたので、官制通則にもとづく各省官制でこと足りたのであるが、戦後の新憲法においては、少なくとも行政機構の大綱は法律によって定めるべきものとされ、その通則法としての地位に立つものとして、従来の勅令であった各省官制通則にかわって行政官庁法(昭和22年法律第69号)が制定されたのである。しかしこれには当時行政機構および官吏制度の根本的改革を行うという意図を十分に盛り込み得なかったため、応急的規定を内容とし1箇年を有効期限とする暫定的の立法に止った。引続いて恒久的立法としての国家行政組織法が立案され、これと併行して運輸省官制にかかわる運輸省設置法も立案され、ともに昭和24・6・1付をもって施行された。

2 内 容

(1) 第1章 総則 この法律の目的、運輸省の設置・任務・権限等を定めているが、とくに注意すべきは第4条に「権限の